

住民登録・戸籍・印鑑登録

住民登録・戸籍・印鑑登録の届け出などの概要をまとめました。
詳しくは問い合わせください。

問合せ先
市民課 (内線 1111)

住民登録・戸籍・印鑑登録とは

●住民登録

住民票は、あなたの居住関係を記録するもので、氏名・住所・生年月日・続柄などが、あなたの届け出によって記録されます。

この届け出は、選挙人名簿・印鑑登録・国民健康保険・年金・児童手当・乳幼児検診など、さまざまなことに使われます。住所の異動や世帯主が変わったときなどは、14日以内に届け出ることになっています。

●戸籍

戸籍は日本人の出生から死亡までの親子・夫婦関係など、身分事項を記録し、公証するものです。出生・死亡が生じた場合や婚姻・離婚などをする場合は届け出が必要です。

●印鑑登録

不動産登記や金銭貸借などのとき、印鑑登録証明書が必要です。印鑑登録は、住民票を基礎にして、印鑑の印影が本人のものであることを証するためにいきます。

証明の種類と手数料

区分	証明等の種類	手数料 (円)
戸籍	戸籍全部事項証明 (謄本)・個人事項証明 (抄本)	450
	届書受理証明	350
	身分証明	1,400
	戸籍附票	300
	除籍全部事項 (謄本)・個人事項 (抄本) 証明・改製原戸籍	300
住民登録	住民票の写し (世帯全部・世帯一部)	750
	住民票記載事項証明	300
	その他 (不在住証明)	300
	印鑑登録証明	300

※手数料は令和 8年4月1日現在の金額です

戸籍・住民票の写しの請求方法と本人確認

住民票の写しの交付を請求できる人は、原則として本人または本人と住民票上同一世帯に属する人です。また、戸籍証明書の交付を請求できる人は、原則として「戸籍に記載されている人」またはその配偶者、直系尊属 (父母、祖父母)、直系卑属 (子、孫) の人に限ります。代理人が申請する場合は、「委任状」と「代理人の本人確認書類」が必要です。

(1) 1点で確認が可能な書類

官公庁が発行した顔写真付きの書類で有効期限以内のもの、運転免許証、旅券 (パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード、障害者手帳など

(2) 上記以外2つの組み合わせにより確認が可能な書類

官公庁が発行した顔写真なしの書類で、氏名、生年月日などが確認できるもの、健康保険証 (資格確認書)、後期高齢者医療被保険者証 (加入者のみ)、年金手帳 (基礎年金番号通知書)、年金証書など (※マイナンバーの通知カードは含みません。詳しくは問い合わせください)。

証明の申請先と必要なもの

証明の種類	申請先	必要なもの
戸籍に関する証明	市役所市民課 島松支所 恵み野出張所 中恵庭簡易郵便局	・本人と確認できる書類 ・印鑑登録証 (証明を必要とする本人のもの)
住民登録に関する証明		
印鑑登録証明		

※市役所市民課の窓口で、本籍地が恵庭市以外の戸籍全部事項証明 (謄本)、除籍全部事項証明 (謄本)、改製原戸籍を申請することができます。上記 (1) 1点で確認が可能な書類が必要です。代理人による申請はできません。

※中恵庭簡易郵便局では、戸籍・住民票は最新のもののみ。

戸籍の届け出

届書	届け出期限	届け出人	届け出場所	届け出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	次の順位で ①父または母 ②同居者 ③出産に立ち会った医師、助産師またはその他の者	次のいずれかの市区町村 ①住所地 (所在地を含む) ②本籍地 ③出生地	●届書 (出生届) と出生証明書 (届書と同一の用紙で医師か助産師に記入してもらう) ●母子健康手帳 ※子の名前に使用できる漢字は、常用漢字、人名漢字、ひらがな、カタカナの範囲に限られています ※名の振り仮名は氏名として用いられる文字の読み方として一般的に認められるものである必要があります
婚姻届	届け出のときから効力があります	夫・妻	次のいずれかの市区町村 ①住所地 (所在地を含む) ②本籍地	●届書 (婚姻届) ※届書には証人 (成年者) 2人の署名が必要です
離婚届	協議離婚の場合は届け出のときから効力があります 裁判離婚の場合は確定または調停の日から10日以内	夫・妻 訴えた人	次のいずれかの市区町村 ①住所地 (所在地を含む) ②本籍地	●届書 (離婚届) ●裁判離婚の場合は、裁判所が発行する書類 ※届書には証人 (成年者) 2人の署名が必要です (裁判離婚の場合は不要)

届書	届け出期限	届ける人	届け出場所	届け出に必要なもの
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	①親族 ②同居者 ③死亡した場所の家屋管理人	次のいずれかの市区町村 ①住所地（所在地を含む） ②本籍地 ③死亡地	●届書（死亡届）と死亡診断書（届書と同一用紙で医師に記入してもらう） ※死亡届が受理されると火葬許可証が交付されます
転籍届	届け出した日から本籍地が変わります	戸籍の筆頭者とその配偶者	次のいずれかの市区町村 ①住所地（所在地を含む） ②新本籍地 ③日本籍地	●届書（転籍届）
養子縁組届	届け出のときから効力があります	養親と養子（満15歳未満のときは法定代理人）	養親と養子（満15歳未満のときは法定代理人）の住所地または本籍地の市町村	●届書（養子縁組届） ※届書には証人（成年者）2人の署名が必要です

※婚姻、離婚（協議）、養子縁組、養子離縁（協議）、認知の届け出については本人確認を行いますので、本人確認書類（6ページ参照）を持参ください

住民登録に関する届け出

届書	届け出期限	届ける人	届け出場所	届け出に必要なもの
転入届	恵庭市に住み始めた日から14日以内（他の市町村から引っ越してきたとき）	本人または同一世帯員	市役所市民課 島松支所 恵み野出張所	●前住所の市町村長が発行した転出証明書（マイナンバーカードを利用して転出手続きを行った場合は不要） ●国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書 ※すでに加入している世帯に転入したとき ●マイナンバーカード（カードを持っている人）
転居届	転居した日から14日以内（恵庭市内で住所を変えたとき）			●国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書 ※加入者のみ ●マイナンバーカード（カードを持っている人）
転出届	転出する日まで（他の市町村に引っ越すとき）			●国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書 ※加入者のみ ●マイナンバーカード（カードを持っている人） ●重度・ひとり親家庭等・子ども医療受給者証（有資格者のみ）

※届け出をする人の本人確認を行いますので、本人確認書類（6ページ参照）を持参ください

外国人の届け出

外国人で次に当てはまる人は、市民課の窓口で手続きをしてください。

【中長期滞在者】

○住所を変更した人の届け出

別の市区町村に引っ越しをする際には「転出届」を提出することになり、新たにお住まいになる市区町村でも「転入届」が必要となります。手続きの際は、在留カードが必要です。

※国外への転出の際も「転出届」が必要です。また、同一市区町村内での引っ越しの際には「転居届」が必要となります

○新たに中期滞在者となった人の届け出（住所設定）

外国人が「短期滞在者」から中期滞在者（「日本人の配偶者等」や「留学」など3カ月以上の在留資格のある人）へと変更になった場合、出入国在留管理局で在留資格変更許可を受けてから14日以内に住民登録の届出をしてください。ただし、「在留資格」や「在留カード」に関する届出・手続きは、出入国在留管理局で行うこととなります。

【特別永住者】

○特別永住者の人の住所変更、特別永住者証明書の更新などはすべて市役所での手続きとなります。

印鑑登録をするとき

〈印鑑の登録〉

- 1人1つの登録に限ります。同じ印鑑で、他の人が登録することはできません
- 15歳未満の人は登録できません

〈登録の方法〉

- 登録する本人が手続きしてください
- 以下のものを持参してください

- ・登録しようとする印鑑
 - ・本人の確認ができる次のものいずれか1点
 - ① 運転免許証・パスポート・在留カード・マイナンバーカードなど、官公署が発行した本人の写真が貼ってあるもの1点（これらが無い場合は、健康保険証（資格確認書）・年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書・預貯金通帳などの3点が必要です）
 - ② すでに恵庭市に印鑑登録をしている人が保証人となった『印鑑登録申請者の保証書』（保証人は登録印と印鑑登録証を持参）
- ※上記の①か②を持参できない場合は、その日のうちに印鑑登録をすることはできません

- 本人が窓口に来ることができないときは、代理人による申請ができます。この場合、市が指定する代理人選任届が必要です。なお、代理登録の場合は、事務手続き上、10日間程度の日数がかかります
- 登録の手数料は300円です
- 以下の印鑑は登録できません

- ・シャチハタ・ゴム印・その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・縁の欠けた印・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・一辺が8mmに満たない印鑑
- ・一辺が25mmを超える印鑑
- ・住民基本台帳に記載されている氏名で表していないもの

- 成年被後見人は別途問い合わせください

住民票の写しなどの夜間・休日交付

住民票の写しや印鑑登録証明書は、毎月第2土曜日と第1・第3木曜日夜間も交付できます。

※除かれた住民票の写しは交付できません

※マイナンバーカードの受け取りも対応可能

〈取扱時間〉 ● 平日18:00～20:00、土曜9:00～12:00

〈取扱場所〉 ● 市役所本庁舎

※西側正面玄関のみ開放しています

〈休日交付する証明書、申請できる人〉

- 住民票の写し…本人又は住民票上の同一世帯員（マイナンバーは記載できません）
 - 印鑑登録証明書…本人又は代理人
- < 申請の際に必要なもの >

- ① 本人と確認できる書類（6ページ参照）
 - ② 印鑑登録証（印鑑登録証明書申請時）
- ※恵庭市公式LINEアカウントから予約が必要



戸籍・住民票の郵便請求の方法について

- ① 必要なものとその通数
- ② 必要な人の氏名、住所（戸籍請求の場合は本籍地、筆頭者を記載）
- ③ 請求者の氏名、住所、生年月日、電話番号

- さらに以下のものを同封してください

- ① 手数料（郵便局の定額小為替で）
※市町村によって手数料が異なる場合があります。他の市町村に請求する場合は、事前に電話で手数料を確認してください
- ② 返信用封筒（切手を貼ったもの）
- ③ 本人と確認できる書類の写し（6ページ参照）

コンビニでの証明交付について

住民票の写しや印鑑登録証明書はマイナンバーカード（利用者証明用電子証明が搭載のもの）を利用し、コンビニエンスストアのマルチコピー機を操作して証明を取得することができます。

〈対応店舗〉

- 全国のセブンイレブン、ローソン、セイコーマート、ファミリーマート、ラルズ、イオン北海道（マックスバリュ）

〈対応時間〉

- 6時30分～23時（システムメンテナンス日を除く）

〈証明の種類〉

- (1) 住民票の写し 100円
 - ・ 本人、本人と同一世帯の人の証明書を取得できます
 - ・ 住民票コード、住所、氏名の変更履歴および備考欄は記載されません
- (2) 印鑑登録証明書 100円
 - ・ 印鑑登録をされている本人の証明書を取得できます
- (3) 所得・課税証明書 100円
 - ・ マイナンバーカード所有者本人の証明書を取得できます
 - ・ 発行年度は最新年度分のみとなります

〈その他〉

暗証番号を3回連続で間違えるとカードロックされます。ロックされた場合は市役所、島松支所、恵み野出張所でロック解除をお願いします

マイナンバーカード関連手続きの予約制について

混雑緩和のため予約制を導入しています。手続きが必要な人は、事前に恵庭市マイナンバーカードコールセンターにお電話ください。申請と受け取りはインターネットでもご予約可能です。

※受け取りは夜間交付・休日交付対象

- 恵庭市マイナンバーカードコールセンター
(☎ 25-3235) ※令和8年10月変更予定
詳細は市ホームページなどで確認ください
- 恵庭市マイナンバーカード交付予約サイト
<https://taskcore.tkc.jp/task/mnr/012319>



マイナンバーカードに関する転入時の留意事項

- マイナンバーカードをお持ちの方が転入した場合
90日以内に市役所で継続利用手続きを行ってください。手続きせずに転入後90日を経過すると失効し、再発行する場合は有料となります。
- 前住地でマイナンバーカードを申請中の方が転入した場合
前の市区町村でマイナンバーカードを申請し、受け取り前に転出した方は、申請が取り消しとなっていますので、再度始めから申請をし直してください。

パスポートの申請・受け取りについて

日本国籍を有し恵庭市に住民登録のある人は、恵庭市役所での手続きとなります。（令和元年7月1日より、北海道パスポートセンターから恵庭市役所に窓口が変更となっています）

(1) 申請から受け取りまでに要する期間

3週間程度

(2) 申請の種類

①新規申請

初めてパスポートの申請をする人、有効期限が切れており新たにパスポートの申請をする人

②切替新規申請

有効期限が1年未満になった人、査証欄が残り少なくなった人、パスポートを損傷した人など

③訂正新規申請

パスポートの記載事項（氏、名、本籍地の都道府県など）を変更する人（有効期間を更新する場合）

④残存有効期間同一申請

パスポートの記載事項（氏、名、本籍地の都道府県など）を変更する人、査証欄が残り少なくなった人（有効期間を更新しない場合）

⑤紛失届

有効なパスポートを紛失、焼失、盗難にあった人

(3) 申請方法

①マイナポータルアプリからオンライン申請

②市役所市民課で申請

(4) 必要な書類

書類	注意事項	申請の種類（上記参照）				
		①	②	③	④	⑤
申請書	・用紙は市民課のほか支所・出張所に備えています ・申請内容により異なります（10年用、5年用、記載事項変更用、紛失一般旅券届出書）	○	○	○	○	○
戸籍謄本	・同一戸籍内2人以上の同時申請は戸籍謄本1通	○		○	○	
写真	・縦 45mm 横 35mm 顔の寸法（頭頂からあご）34 ± 2mm ・恵庭市役所内で写真撮影できる場所はありません	○	○	○	○	○
本人確認書類	・「申請のごあんない」（市民課、支所・出張所に設置）を参照	○				○
有効なパスポート	・有効期限が切れている場合も可能な限り持参ください		○	○	○	

※紛失届の場合は、上記のほか「紛失を証する書類」が必要となります

(5) 手数料

手数料は、パスポート受け取り時に収入印紙と北海道収入証紙にてお支払いいただきます

申請方法	申請区分	収入印紙	北海道収入証紙	合計
オンライン	10年	14,000円	1,900円	15,900円
	5年（12歳以上）	9,000円	1,900円	10,900円
	5年（12歳未満）	4,000円	1,900円	5,900円
	残存有効期間同一	4,000円	1,900円	5,900円
窓口	10年	14,000円	2,300円	16,300円
	5年（12歳以上）	9,000円	2,300円	11,300円
	5年（12歳未満）	4,000円	2,300円	6,300円
	残存有効期間同一	4,000円	2,300円	6,300円

※恵庭市役所内では収入印紙、北海道収入証紙の販売はしていません

※オンライン申請の場合はクレジットカードでの支払いも可

※令和8年7月1日申請分から、手数料が変わります。詳しくは問い合わせください